

◆特集 マイナ保険証を問う

利用率低迷、相次ぐトラブル、混乱続くマイナ保険証

全国保険医団体連合会・事務局 丸山 七菜子



政府は昨年12月2日、医療現場で相次ぐトラブルの実態や国民の不安の声を無視して、従来の健康保険証の新規発行を停止しました。しかしマイナンバーカード取得、保険証利用に半ば強制的に誘導しようとする政府の思惑に反してマイナ保険証の利用は広がっていません。

昨年12月の利用率は25%

昨年12月2日を前に、政府の宣伝も相まって「健康保険証が使えなくなる」との誤解が広がりました。役所への問い合わせが増加し、駆け込みでマイナンバーカードの取得や保険証登録をした人も少なくありません。

それでも昨年12月と今年1月のマイナ保険証の利用率は25・42%でした。11月の利用率18・52%から7%ほど増加していますが、依然として低い水準にとどまっています。

また12月1日から31日までのマイナ保険証の解除申請受付件数は、3万2067件でした。解除受付が開始された10月28日から11月30日までの受付件数は1万3147件であったため、保険証の新規発行停止後、前月の約2・4倍の方がマイナ保険証の登録解除を申請したことになります。

こうした数字からは、患者さんのマイナ保険証に対する不安や不信、従来の保険証を使い続けたいという願いの強さがうかがえます。12月中旬に実施された毎日新聞の世論調査でも、マイナ保険証への移行に「不安を感じる」との回答が52%に上っています。

医療機関の6割以上が

「従来の保険証残すべき」

全国保険医団体連合会（保団連）が昨年夏に実施し

表1 12月2日以降、窓口において発生しているトラブル事例について

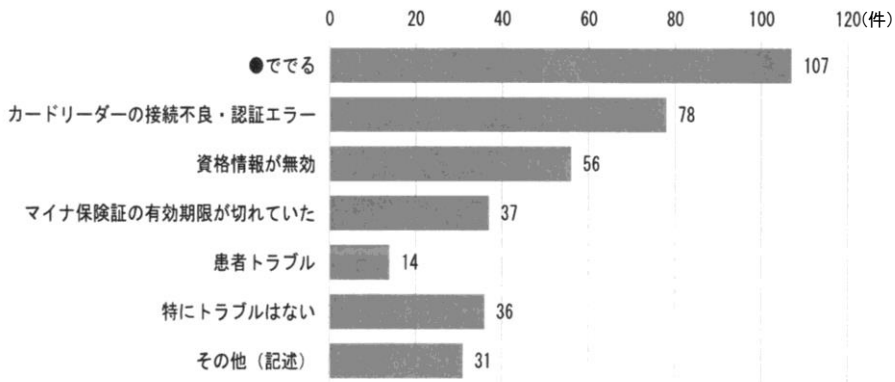
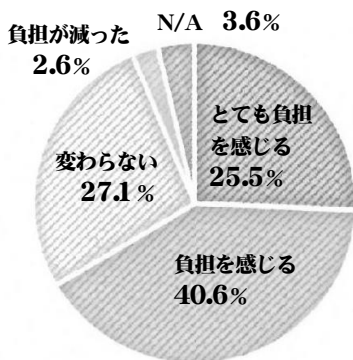


表2 12月2日以降、窓口業務への負担について



	件数	割合
とても負担を感じる	49	25.5%
負担を感じる	78	40.6%
変わらない	52	27.1%
負担が減った	5	2.6%
N/A	7	3.6%

◆特集 マイナ保険証を問う

た全国調査では、約7割の医療機関が、昨年5月以降にマイナ保険証、オンライン資格確認のトラブル、不具合があったと回答していました。保険証の新規発行停止後にもこうした医療現場の状況は変わっていません。

保団連の加盟団体である栃木県保険医協会は、会員医療機関を対象として健康保険証の新規発行停止に関する影響調査を実施し、12月18日までに192医療機関から回答を得ました。

12月2日以降に経験したトラブルでは、「●（くろまる）でてる」107件、「カードリーダーの接続不良・認証エラー」78件、「資格情報が無効」56件、「マイナ保険証の有効期限が切れていた」37件、などの回答がありました（表1）。「特にトラブルがない」との回答は192件の医療機関のうち36件にすぎず、7割近くが何等かのトラブルを経験していることになりました。

窓口業務の負担は「とても負担を感じる」が25・5%（49件）、「負担を感じる」40・6%（78件）との回答が合わせて7割近くに上っています（表2）。「患者さんがカードリーダーの）使い方が分からず時間がかかり、行列ができることがある」「患者さんへの説明のため、（スタッフが）カードリーダーに一人ついていないければならない」といった声が寄せられました。

埼玉県、山梨県の保険医協会でも同様の調査を実施しており、「スタッフの負担が非常に多く、他の仕事に支障が出る」（埼玉）、「目の悪い患者さんが一人で受診する場合にはスタッフの介助がないと（マイナ保険証を）使用できず負担が生じている」（山梨）、「車いすの患者さんが自分でカードリーダーの操作ができず困っている」（山梨）など、窓口での負担が重くなっている実態が多数寄せられました。

こうした状況を受けて、3県いずれの調査でも、「現行の保険証の復活を望む」「現行の健康保険証は残すべし」との声が6割から7割を占めています。

今後さらなる混乱も

現時点ではまだ多くの方の手元には有効な健康保険証があり、医療機関の窓口でトラブルが発生した際には健康保険証を用いての資格確認が可能です。保団連の昨年の調査でも、トラブル・不具合への対応では「その日に持ち合わせていた健康保険証で資格確認をした」との回答が8割近くとなりました。しかし、今年7月末には後期高齢者医療制度加入者、12月1日には協会けんぽ加入者の健康保険証が有効期限を迎えます。多くの人の

手元から従来の保険証が本当になくなります。また、国の試算によれば、2025年度に更新が必要となるマイナンバーカードが2780万件にのぼるとされています。更新が必要なことに気づかず受診した場合など、患者さん、医療機関ともさらなる混乱が懸念されます。

介護の現場もマイナ保険証に関する悩みを抱えています。特別養護老人ホームなどの施設では入居者の健康保険証を預り、受診に対応しているケースが多くあります。そうした施設からは、「重い個人情報が含まれるマイナ保険証は預かれない」との声が聞かれます。入居者と家族への丁寧な説明や対応、マイナ保険証を預かるとなれば厳重な管理が求められ、現在でも人手不足で大変な介護現場にさらなる負担が生じています。

障害があるために、正面からの顔写真の撮影が難しくマイナンバーカード取得に苦労をしたり、顔をカードリーダーの画面の枠内に収まるように向けて顔認証することが困難な方々もいます。マイナ保険証への一本化はこうした人々を切り捨てることにもなりかねません。

マイナ保険証を持っていない場合には、当分「資格確認書」が申請なしで送付されることとなっています。現在の健康保険証と同様の体裁のものが、法令上は申請主義とされており、申請なしでの送付がいつまでさ

れるかは不確定です。保険者の責任での発行交付が義務付けられている健康保険証とは根本的に異なります。保険証の新規発行停止は、医療へのアクセス、国民の受療権を脅かし、国民皆保険制度の存続に関わる問題です。

「保険証復活法案」の成立を

立憲民主党は1月28日に、議員立法「保険証復活法案」を衆議院に提出しました。昨年12月に停止された従来の健康保険証の新規発行を復活させ、引き続き有効に利用できるようにするというものです。マイナ保険証による資格確認が安全で確実に利用するための環境整備、従来の保険証の利用状況や廃止に関する世論の動向などを考慮して、別の法律で従来の健康保険証の廃止時期を定めるとしています。

従来の保険証を当面使い続けられるようにするために、この法案を成立させることが不可欠です。現在衆議院は与党過半数割れとなっており、実現の可能性は十分にありません。「保険証はやっぱり必要！」の世論と運動をさらに広げていきましょ。

(まるやま ななこ)